

令和5年第10回（9月）

農業委員会総会議事録

吉富町農業委員会

1. 日時及び場所 令和5年9月8日(金)
開会 9時55分 閉会 10時49分
2. 開催場所 吉富フォーユース会館3 会議室3

3. 出席委員

農業委員の定数 14名
出席委員数 13名
欠席委員数 1名
欠員 0名

出席委員の氏名

賀部 正直	若山 清敏
奥田 健一	高尾 賢二
山本 学美	太田 実秋
—	井上 幸子
菊 啓治	松本 久則
横川 信友	堤 久英
山本 幸雄	重吉 信之

欠席委員の氏名

高橋 初美

農地利用最適化推進委員の定数 2名
出席委員数 2名
欠席委員数 0名
欠員 0名

出席委員の氏名

堤 實 大澤 英史

欠席委員の氏名

—

4. 付議事項

議案

- ・議案第21号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について
 - ・議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書について
 - ・議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について
 - ・議案第24号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について
- 報告事項
- ・農地法第3条の3第1項の規定による届出について
 - ・公共工事に関する農地の一時利用届出について
 - ・非農地証明申請の承認について

5. 農業委員会事務局職員及び吉富町役場職員

事務局職員 乙女 竜志
役場職員 山本 大陽

6. 会議の概要

事務局	<p>委員の皆様、おはようございます。</p> <p>皆様方には何かとお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。本日は事務局長が別の公務で不在であることを報告致します。</p> <p>それでは、ただ今より令和5年第10回（9月）総会を開催いたします。高橋委員より欠席するとの連絡をいただいておりますので、本日は推進委員を含め、15名での開催となります。</p> <p>では、開会に先立ちまして賀部会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
賀部会長	<p>あらためまして、皆さんおはようございます。</p> <p>ただ今より令和5年第10回（9月）総会を開催いたします。</p> <p>まず、議事録署名人の指名をいたします。基本的に、席次順にお願いしておりますので本日の、議事録署名人には 山本学美 委員、太田 委員のお二人を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第21号の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について」を上程します。それでは、町担当者の山本さんから説明をお願いします。</p>
町担当者	<p>担当の山本です。着座にて説明させていただきます。よろしくをお願いします。</p> <p>2ページをご覧ください。農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の改正（案）です。この基本構想は、本町では平成18年につくられたもので、農業経営基盤強化促進法に基づいて、福岡県及び各市町村が定めるものです。安心して農地を貸せる仕組み（利用権）や認定農業者の認定基準、効率的かつ安定的な農業経営の指標など吉富町の今後の農業の基本となる方向性について示すものとなっております。</p> <p>この基本構想は、概ね5年程度で県が見直しを行い、町もそれに準じて令和3年度に見直しを行っておりますが、基本構想のもととなる農業経営基盤強化促進法が今年の4月1日に改正されたことに伴い、現行の基本構想を変更するものです。基本構想の変更には農業委員会の承認が必要となりますのでご審議頂きますようお願いいたします。</p> <p>（2ページから55ページの内容について説明）</p> <p>以上が基本構想の変更に伴う説明となります。今後の流れですが、今回農業委員会と併せて農協にも意見聴取をさせて</p>

<p>賀部会長</p>	<p>頂いておりました、それぞれ承認が得られましたら、町として承認し、県へと進達いたします。その後、県から同意が得られた後に、町で公告を行い、公告した日から今回の基本構想が施行されることとなります。 説明は以上です。</p> <p>担当者より説明がありました。 ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p>
<p>若山委員</p>	<p>改正案について問題ありませんが、今日この内容を言うてどうですかではなく、開催の通知に併せて送付し事前に確認させていただいた方が私達も助かると思う。</p>
<p>事務局</p>	<p>事前に配布できる資料は配布します。</p>
<p>重吉委員</p>	<p>22 ページ 2、3 行目に記載している関係者を基本とし、協議の内容を勘案し、適切に参集するとあるが、それを進めるために一番大事なものは土地の所有者の意向だと思うが、実態調査をしないと議論できない。</p>
<p>町担当者</p>	<p>重吉委員のおっしゃるとおりであります。国の交付金を活用しアンケート調査を12月頃目途に出し手（所有者）の方へ意向調査を行う予定にしております。</p>
<p>山本幸雄委員</p>	<p>先ほど説明のあった利用権の廃止によって具体的にどう変わるのか。</p>
<p>町担当者</p>	<p>これまで農地の貸し借りをするためには、3つの手段がありました。1つ目が、先ほど説明しました農業経営基盤強化促進法に基づく、相対の利用権。2つ目が農業委員会へ農地法第3条に基づき行う方法。そして3つ目が農地中間管理機構を通して行う貸し借りの3つです。このうち、相対の利用権が、農地中間管理機構を通した利用権に一本化されることとなります。具体的に事務がどう変わるかといった内容につきましては、現在国からの情報がおりにきておりませんので、お答えできません。</p>
<p>山本幸雄委員</p>	<p>農地中間管理機構に貸手が土地を預けて、その機構が借手を探すのか。</p>

町担当者	<p>内々である程度貸手、借手がきまった農地でないと機構は借入をしません。借手がない土地を機構が管理するのが困難なので。</p>
松本委員	<p>農地中間管理機構を通した利用権を行うと補助金が貰えるといった話を聞いたことがある。今まで無償だった契約が有償になるのではないか。</p>
町担当者	<p>松本委員がおっしゃる補助金についてですが、「機構集積協力金」のことと思われます。中間管理事業ができたばかりの頃は、この事業の推進が図られなかったため、この協力金が出し手にも受け手にも交付されておりました。受け手に対しては現在交付されておりませんが、出し手に対しては引き続きされています。ただ、今後も継続して行われるかはわかりませんし、この交付金の制度が変わったからといって、これまで無償だったものが有償に変更される訳ではございませんのでご了承ください。</p>
賀部会長	<p>他に質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>議案第21号について承認することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>それでは、議案第21号について承認することとします。山本さんが説明する案件は以上になりますので、ご退出ください。</p> <p>(町担当者退出)</p> <p>続いて、議案第22号の「農地法第3条の規定による許可申請書について」を上程します。今回は2件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは56ページをご覧ください。</p> <p>議案第22号 農地法第3条の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。</p>

売買による農地の所有権移転を行うための許可申請が2件提出されていますが、譲渡人・譲受人が同じですので、まとめて説明をさせていただきます。57ページをご覧ください。

申請農地①：大字〇〇△△番△ 畑 208㎡

申請農地②：大字〇〇△△番△ 畑 263㎡

譲渡人が大阪府にお住いのI.Tさん、大阪府にお住いのI.Yさん、荻田町にお住いのN.Yさん、福岡市にお住いのN.Kさん。譲受人が大字〇〇にお住まいT.Mさんです。

(57ページから63ページまでの内容について説明)

以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

賀部会長

それでは、議案第22号 について、地元委員の高尾委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。

高尾委員

道路事情がよい申請地です。法的にすぐ宅地化するなどは言えないとの事なので、口頭で何年間かは作ってくださいとは言おうと思います。

賀部会長

説明並びに報告がありました。

ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑等なし)

質疑等なにもありませんので、議案第22号について承認することとします。

続いて、議案第23号の「農地法第5条第1項の規定による許可申請書について」を上程します。今回は1件の申請です。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

それでは、64ページをご覧ください。

議案第23号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書について、別紙のとおり提出されたので、本委員会の承認を求めます。65ページをご覧ください。

申請は1件提出されており、吉富町大字〇〇△△番△地目が畑で面積354㎡です。所有者、耕作者はT.Kさんです。譲受人は、大分県にお住いのN.Jさんです。

(66ページか72ページまでの内容について説明)

	<p>以上で説明を終わります。</p>
賀部会長	<p>それでは、議案第23号 について、地元委員の太田委員より、申請地の状況など補足説明がありましたらお願いします。</p>
太田委員	<p>排水は既設の側溝があるので問題ないと思う。別の疑問点で下水道の整備計画は該当地までする計画があるか。</p>
事務局	<p>上下水道課に確認します。</p>
太田委員	<p>申請書類については、確認し特に問題等ありませんでした。</p>
賀部会長	<p>説明並びに報告がありました。 ただいまより質疑を受けたいと思います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑等なし)</p>
	<p>それでは、議案第23号について承認することとします。 続きまして、議案第24号の「吉富町農業振興地域整備計画の変更について」を上程します。 それでは、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、73ページをご覧ください。 議案第24号 吉富町農業振興地域整備計画の変更について、吉富町長より別紙のとおり農用地区域除外に対する協議があったので、本委員会の意見を求めます。 5条転用を伴う農振除外申請が2件、町へ提出され、町長から農業委員会の意見を求められている案件です。74ページをご覧ください。計画内容の一覧です。整理番号1番、土地の所在：大字〇〇△△番 畑 525㎡、計画変更の目的：一般住宅です。申請者：行橋市にお住いのE・Jさん、転用事業者は、行橋市にお住いのE・Rさん です。 (75ページから86ページの内容について説明) 以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願います。</p>
賀部会長	<p>事務局から説明がありました。 議案第24号の案件についてご意見をいただきたいと思</p>

います。この案件についてご意見はございませんか。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑等なし)

それでは、議案第24号につきまして、「除外」に特段の問題なしということで、意見具申をおこなってよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、「除外」につきまして、「特段の問題なし」とします。

続きまして、報告事項があります。

「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。事務局から説明をお願いします。

87ページをご覧ください。

「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」です。

届出のあった農地は、

1件目は〇〇△△番△田 1, 495㎡ ほか3筆
平成26年4月21日、W. Sさんからの相続により、福岡市にお住いのW. Yさんが所有権を取得しました。

2件目は〇〇△△番△畑 711㎡

令和4年7月26日、G. Tさんからの相続により、千葉県にお住いのG. Tさんが所有権を取得しました。Tさんは遠方というのもあり、譲渡を希望されていることを併せて報告いたします。

以上で報告を終わります。

事務局

賀部会長

事務局から報告がありましたが、委員の皆さんから、何か質問等はございませんか。

山本幸雄
委員

〇〇△△番地について前管理者が存命の時は連絡を取り合って私が草刈をし管理していた。施設に入った後も代理人と話をしており、亡くなった後は相続人が連絡をするはずと聞いていた。ですが未だに連絡がこちらになく現況は草が繁茂している。このような場合町はどうするのか。

管理する方が変更されなければもちろんTさんに農地を

事務局	適正に管理するようにお伝えします。ですが本人の希望を農業委員の皆様伝えて情報を共有し、該当地が適正に管理できればと考えます
山本幸雄 委員	管理してもいいけど管理料はいただけないか。
事務局	管理料に関してはTさんと相談ください。
重吉委員	管理していた方からそのような話があったと相手に伝えて後はお互い納得すればいいのでは
事務局	こちらからそのような話を頂いてることをTさんにお伝えいたしましょう
山本幸雄 委員	そうしてもらえたら助かる。管理料が出れば管理する。土地を購入するにしても価格面で都会の方とは話が合わない。
賀部会長	土地の価格の感覚が違って高く売れると考える人が多く対応できないところもある。 他にありませんか。 (質疑なし)
事務局	それでは、次に「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。事務局から説明をお願いします。 「公共工事に関する農地の一時利用届出について」です。今回3件の届出がありました 1件目の〇〇△△番の農地については89ページで位置を90ページで現地の状況を確認ください。貸手につきましては、所有者であるS.T.さんで、一時利用の同意を得ております。借手は、(株)〇〇で、利用期間は令和5年9月1日から令和5年11月30日までで3か月間以内となっております。利用計画につきましては、91ページに記載のとおり、パネル式土留めを7基、塩ビ管φ150を置く計画となっております。 2件目の〇〇△△番△の農地については92ページで位置を93ページで現地の状況を確認ください。1件目の土地から南側に向かったところにあります。貸手につきましては

は、所有者であるY. Sさんですが、同意の確認が困難であるため、委任状が提出されており、代理人としてY. Kさんとなっております。借手は、(株)〇〇で、利用期間は令和5年9月1日から令和5年11月30日までで3か月間以内となっております。利用計画につきましては、94ページに記載のとおり、パネル式土留めを7基、塩ビ管φ150を置く計画となっております。

3件目の〇〇△△番△の農地については、95ページで位置を96ページで現地の状況を確認ください。2件目の土地から南側に向かったところにあります。貸手につきましては、所有者であるK. Kさんが故人であるため、委任状が提出されており、代理人としてK. Yさんとなっております。借手は、(株)〇〇で、利用期間は令和5年9月1日から令和5年11月30日までで3か月間以内となっております。利用計画につきましては、97ページに記載のとおり、表土を15cm鋤取り、真砂土を搬入しその上を臨時駐車場及び重機保管箇所として使用します。鋤取った表土につきましては、隣地に流れないように畔の手前に盛るようにしております。

以上3件については、全て今吉地区で地元農業委員の横川委員には確認をいただいておりますことを申し添えます。

事務局からは以上です。

賀部会長

事務局から報告がありました。委員の皆さんから、何か質問等はありませんか。

(質疑等なし)

それでは、次に「非農地証明申請の承認について」です。事務局から説明をお願いします。

事務局

98ページをご覧ください。

該当地は、昭和61年4月に吉富町が購入し、その後公共の用に供する施設として整備されていましたが、この度、未利用の町有地として売却する計画があり、地目変更の手続の関係で非農地証明を求められました。99ページに位置図を100ページに現況の写真を添付しております。事務局からは以上です。

賀部会長

事務局から報告がありました。委員の皆さんから、何か質問等はありませんか。

(質疑等なし)

次に「情報交換」となっています。

何かご質疑や情報交換をいただくような案件をお持ちの委員さんがいらっしゃれば、お願いします。

重吉委員

S. Nさん宅に隣接する道路拡幅事業がどのようになっているか

事務局

建設課から連絡するようにしてよろしいか。

重吉委員

用地買収は済んでいると聞いているが、そのような話は農業委員会で先行して話をしてほしい。パトロールをしろというがどの農地が計画にはいっているか意識がないとウロウロしても意味がない。前もって教えてもらえれば、ここは工事が入るとかわかると思う。

事務局

事業の進捗状況や計画を地権者の同意を得ずに先行して話すのはトラブルの一つになると思うので、話せる時期が来たときは建設課と協議したうえで情報共有したいと思う。

賀部会長

他にありませんか。

何もないようなので本日の議事はすべて終了しました、次回の委員会の日程ですが、事務局よりお願いします。

事務局

先程説明させていただいた年間計画どおり10月11日(水)10:00からの開催を提案します。会場は、フォーユー会館3階会議室でよろしいでしょうか。

(異議なし)

賀部会長

それでは、次回は10月11日(水)10:00からとします。

これをもちまして、令和5年第10回(9月)総会を閉会します。

皆さま、お疲れ様でした。

10時49分 閉会